

指針（具体的施策）の更新に関する検討・意見交換について

■「市民活動と協働を推進するための指針」とは

- 平成 31 年 1 月施行の「つながる鎌倉条例」の制定に伴い、附属機関である鎌倉市市民活動推進委員会において、“市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方”を示す指針の策定に向けての審議と、まとめられた提言を基に、令和 2 年 8 月に同指針を策定。

■前提

- 指針で定める具体的な施策のうち、中期的に実施するものは 3～5 年。
- 令和 6 年には、指針を策定してから 5 年を経過するため、指針（具体的施策）の更新が必要。
- 具体的施策の更新の際は、これまで達成したもの、必要な施策の変化などを精査し、第 2 期の指針を令和 6 年度中に作成しようとするもの。

■第 1 期指針の策定までの過程

①鎌倉市市民活動推進委員会

令和元年度中に委員会を 4 回開催し、内容について議論を行った。

②鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会

庁内検討委員会を 2 回開催し（うち 1 回は資料提供のみ）、議論を行った。

③市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケートの実施

本調査は、つながる鎌倉条例の制定に伴い、団体の活動状況を把握し、持続可能な活動環境整備のための基礎資料とすることを目的に実施した。

④庁内意見募集

令和 2 年 2 月 12 日から 2 月 26 日の期間で実施した。

⑤意見公募手続

令和 2 年 3 月 18 日から 4 月 17 日の期間で実施した。

■令和6年度 第2期策定方針の検討

※資料 3-2、資料 3-3を参照

- 第2期の更新の方針としてどのような位置づけのものにするか
 - ↳ 第2期更新については2つの選択肢がある。
 - ①第1期の具体的施策の進捗・実績の評価を行い、第1期の内容をベースとして更新し、引き続き取り組んでいくこと。
 - ②第1期は、市民活動及び協働を推進する方針として機能してきたが、市の計画としては明確には位置づけられていないため、中長期的に、そして着実に、市として市民自治を推進するため、市民活動及び協働を推進する“計画”として新たに位置づけていくこと。
- 指針の更新の方法は、上記①と②で大きく異なってくる。
 - ↳ ①の場合には、比較的簡易的に、②の場合には第1期策定と同様の方法に加え、議会への報告等も必要となる。
- 第1期の具体的な施策の達成状況（別紙）をどのようにして測るか
 - 事実として施策を行ったか（継続しているか）
 - 施策実施の効果は高いものだったか、必要性の薄い施策はないか
 - 第1期の成果を定量的に示すアンケートを実施するか
 - その場合、達成できた・できていないの基準をどのように設定するか
 - 施策の削除・追加・続行・修正などの最終的な判断は、推進委員会の議論により諮る形でよいか
 - 一覧表に記載の実績及び2期案に対するご意見
- 第1期の評価に加え、第2期策定に向けての基礎調査・ニーズ調査を行うアンケートを実施するか
 - ↳ 第1期の評価だけでは、新たなニーズに対応できない。現在の市民活動団体の課題などを改めて確認する必要がある。
 - アンケートの情報をどのように施策に落とし込むか（推進委員会の議論）
- どのようなスケジュール感でおこなっていくか
 - ↳ 議会への報告が発生することから、①と②で大きく異なる。
 - ①の場合は令和7年4月1日を目指し、②の場合には令和8年1月1日を目指す。

本日は、上記の議論に沿って、現状のニーズや今後の課題などについて、委員の皆さまからご意見をいただき、今後の調整・議論のテーブルに載せることができたらと考えています。

特に下記についての意見交換をお願いいたします。

- ✦ 第2期を明確に市の計画として位置づけていくか
- ✦ 第2期更新作業の進め方（実施する調査などについて）
- ✦ 現状の実績（客観的にみて正しいか）の評価、その方法
- ✦ 第2期案に関するご意見

※なお、次回委員会では（令和6年度5月想定）はアンケート内容について議論いただく予定です。

以上

【参考】 指針における具体的な施策（原本から抜粋）

市民活動や協働の推進に、必要と考えられる施策は次のとおりです。

財政状況、あるいは制度上の課題により、実現までに時間を要する施策も含まれていますが、弾力的に対応するとともに、重点施策や優先度を設定し、着実に進めていきます。

また、施策間で関連するものもあり、関連性やつながりを持たせながら、施策を展開していきます。

※各施策の緊急度や重要度、費用を総合的に評価して分類しています。

分類	説明
I (重点施策)	優先度が高く、短期的（1～2年）に実施していくもの
II	ア 優先度がやや高く、中期的（3～5年）に実施していくもの
	イ 現状の取り組みを継続しながら、充実を図るもの
III	十分に検討しながら、段階的に実施していくもの

(1) 活動の場の提供に関すること

市民活動団体等の活動拠点の確保

・民間施設等の活用に向けた協力体制の構築【I】＜重点施策＞

様々な情報を収集し、民間事業者の会議室、コワーキングスペースや市内の福祉施設等の活用を図り、新たな活動の場を創出します。

・公共施設の有効利用【I】＜重点施策＞

公共施設の会議室やフリースペース等を有効活用できるよう検討します。

(2) 財政的支援に関すること

ア 市民活動団体等の活動資金の確保

・市民活動を支援するための基金の設置【I】＜重点施策＞

市民活動支援に充てる財源を確保していくために寄附金を活用した基金を設置します。

・ふるさと寄附金の活用や寄附金付き自動販売機の設置等【II-ア】

市民等から市民活動団体等への寄附を促進する環境づくりを進めます。

イ 活動に伴うリスクの負担に対する支援

・市民活動補償制度【Ⅱ-イ】

市民活動団体等が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をしたり、他者に怪我をさせるなどの事故が発生した場合に補償する制度です。市が保険会社と契約して保険料を負担することで、市民活動団体等の負担が軽減されます。既に運用しており、制度の周知と充実を図ります。

(3) 情報の提供に関すること

ア 市の事業についての情報提供

・個別に実施している協働事業に関する情報の集約と提供【Ⅱ-ア】

・新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供【Ⅱ-ア】

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、各部署で実施している協働事業や市民活動団体等へ委託している事業の内容とその実績などの情報を集約し、提供します。また、市が抱えている課題についての情報を公開し、協働で取り組む可能性を探ります。

イ 市民活動団体等の情報の収集と提供

・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するためのアンケート調査等の実施【Ⅱ-イ】

市民活動団体等の支援や協働の施策を検討するため、市民活動団体等の活動内容や運営状況、課題の把握をしていきます。

・市民活動団体等や団体の活動内容に関する情報の提供【Ⅱ-イ】

市民活動団体等もその公益性から組織や運営の透明性を確保していくことが必要です。

ウ 活動資金確保のために必要な情報の提供

・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報提供【Ⅱ-イ】

企業や財団など民間から市民活動に対する助成金について、助成金の種類や申請時期、申請方法などの情報を中間支援組織などが、情報を収集し市民活動団体等に向けて情報提供をしたり、申請の相談受付やノウハウの支援ができるようにしていきます。

エ 利用できる施設や設備の情報提供

・市民活動団体等が活動のために利用できる会議室や設備、貸出備品の情報提供【Ⅱ-

オ 利用しやすい形での情報提供

・ホームページやSNS、メールマガジン、広報紙など、対象に合わせた効果的な方法での情報提供【Ⅱ-イ】

情報を受け取る市民等や市民活動団体等が利用しやすい媒体による情報提供を行います。

(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること

ア 活動を始めるための環境づくり

・世代に関係なく市民活動や協働について理解し、考えるためのワークショップや市民活動の体験、インターンシップ等の実施に向けた仕組みの構築【Ⅱ-ア】

これまで市民活動に参加したことがない人でも、自分ができることを考えて行動していくための支援や市民活動の支援者を増やすための広報、啓発を行います。

また、子どもの頃から地域活動に参加し、地域課題をジブンゴトとしてとらえ、自ら行動するきっかけとなる機会の提供に努めます。

イ 活動をより充実させるための支援

・組織の運営に関する講座や専門相談の実施【Ⅱ-イ】

市民活動を開始しようとする段階や活動を継続させようとする段階などに応じて、専門的な相談に対応できる体制を作ります。

(5) 市民活動団体等がその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機

会の提供に関すること

ア 市民参画機会の提供

・市民や市民活動団体等の参画が施策につながる仕組みづくりの検討【Ⅲ】

市民等が自分のできる方法でまちのために行動したり、ワークショップなど多様な方法で政策提言することにより、市の施策や事業に参加、参画する機会の提供に努めます。

イ 市民活動団体等が市の事業を行うための新しい仕組みづくり

・市民活動団体等がもつノウハウや特性、市民等のアイデアを活かした方法で市の事業を実施する仕組みの構築【Ⅱ-ア】

市民活動団体等が実施することにより、迅速かつ高い効果が期待できる市の事業を市民活動団体等が担える仕組みづくりを進めます。

(6) 中間支援組織との連携に関すること

多様な中間支援組織との連携

・中間支援組織同士が交流する機会の提供や連携するための仕組みづくりの検討【Ⅲ】

様々な活動分野の中間支援組織が連携することにより、支援先の団体との関係性の強化だけではなく、多様な主体をつなぐネットワークが強化され、協働の担い手が増えることが期待されることから、中間支援組織同士のネットワーク（連携）の強化に努めます。

(7) 協働に関すること

ア 市職員の意識向上

・協働事業に関する手引き（職員向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞

市職員が、市民活動や協働について理解を深めるための手引きを作成します。

・協働研修の実施【Ⅱ-イ】

市職員が市民活動団体等の活動に参加するなど、直接交流する機会を増やし、市民活動や協働に対する理解を深めるため、既に若手職員を対象としている研修だけではなく、中堅職員や管理職にも対象を拡大し、実施していきます。

イ 協働事業を行う団体の支援

・協働事業に関する手引き（市民向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞

市民等が、行政との協働について理解を深めるための手引きを作成します。

・協働コーディネーターの配置【Ⅱ-ア】

協働事業を行う上で必要な法制度や行政計画、市の予算の仕組みなどに関する知識や情報を市民活動団体等に提供し、団体をサポートするコーディネーターを設置します。

ウ 協働事業の定期的な見直し

・協働事業に関する制度の見直しや在り方の検討【Ⅰ】＜重点施策＞

現在、実施している相互提案協働事業や各課が独自で行っている協働事業について、広く意見を聴きながら、より良い公共サービスを提供するため、協働に関する制度の見直しや在り方を検討します。

エ 協働事業の評価・検証

・協働事業の評価・検証に関する仕組みづくり【Ⅱ-イ】

協働事業として取り組もうとした経過（プロセス）や協働事業として取り組んだ結果について、第三者の視点も含めて、評価・検証することにより、地域にどのような効果があったかなどを把握し、協働の成果を高めることや時代のニーズに合った協働に取り組むことができるため、評価・検証する仕組みの充実を図ります。